

総務委員会資料
令和3年4月19日
会計管理室

債権の放棄について

放棄した債権（総括表）

名 称 (担当部)	金 額	件 数	資料番号
弁償金（生活保護費） （福祉部）	1,131,352円	29件	1-1~ 1-3
計	1,131,352円	29件	

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
1	平成26年10月1日	35,254円	2号事由	令和3年3月5日	令和2年1月23日徴収停止（13条2号）
2	平成26年11月1日	99,817円	同上	同上	同上
3	平成26年12月1日	99,817円	同上	同上	同上
4	平成27年1月1日	99,817円	同上	同上	同上
5	平成27年2月1日	123,685円	同上	同上	同上
6	平成27年2月20日	1,640円	同上	同上	同上
7	平成27年8月1日	25,200円	同上	同上	同上
8	平成27年9月1日	25,200円	同上	同上	同上
9	平成27年12月1日	45,453円	同上	同上	同上
10	平成28年3月1日	58,710円	同上	同上	同上
11	平成28年3月1日	24,320円	同上	同上	同上
12	平成28年4月1日	3,570円	同上	同上	同上
13	平成28年6月1日	20,366円	同上	同上	同上
14	平成28年6月24日	18,704円	同上	同上	同上
15	平成28年10月1日	5,292円	同上	同上	同上
計		686,845円			15件

債権の名称 弁償金（生活保護費）

番号	債権の発生日	放棄した債権の額	放棄した根拠	放棄した日	備考
16	平成28年11月7日	32,812円	2号事由	令和3年3月5日	令和2年1月23日徴収停止（13条2号）
17	平成28年11月7日	10,000円	同上	同上	同上
18	平成30年7月1日	78,930円	同上	同上	同上
19	平成30年11月21日	27,137円	同上	同上	同上
20	平成30年11月21日	52,084円	同上	同上	同上
21	平成31年1月1日	15,233円	同上	同上	同上
22	平成31年1月1日	23,987円	同上	同上	同上
23	平成31年1月9日	33,481円	同上	同上	同上
24	平成31年2月1日	15,233円	同上	同上	同上
25	平成31年2月1日	23,987円	同上	同上	同上
26	平成31年3月1日	4,440円	同上	同上	同上
27	平成31年3月1日	15,233円	同上	同上	同上
28	平成30年9月1日	51,950円	同上	同上	令和2年1月23日徴収停止（13条3号）
29	平成31年1月31日	60,000円	同上	同上	同上
小計		444,507円	同上	同上	14件
計		1,131,352円			29件

(放棄の根拠：品川区私債権等の管理に関する条例第 17 条第 1 項)

第 2 号 第 13 条の規定により徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(私債権等の管理に関する規則第 9 条(徴収停止後の期間))

条例第 17 条第 1 項第 2 号に規定する相当の期間は、1 年とする。

(参考(徴収停止)：品川区私債権等の管理に関する条例第 13 条)

区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難または不適當であると認めるときは、以後その保全および取立てをしないことができる。

第 1 号 略

第 2 号 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

第 3 号 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。